

全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム  
後援名義使用規約

制定 令和7年12月1日  
全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム  
事務局

1 目的

全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）として、その趣旨に賛同し、積極的に支援する価値があると認められる講演会、講習会、普及運動、出版物の刊行等（以下「行事等」という。）に対しては、この規約に定めるところにより、プラットフォームの後援名義の使用を承認できるものとする。

2 審査基準

後援名義の使用は、次に掲げる基準を満たすと認められる行事等について、承認することができる。この場合において、プラットフォームの信用を失墜させることのないよう十分配慮しなければならない。

（1）主催者及び関係者に関する基準

行事等の主催者、発行者等（以下「主催者等」という。）が、次のいずれかに該当し、かつ、主催者等及び関係者が堅実な活動実績を有し、信用し得るものであること。

- ア プラットフォーム会員
- イ 国の行政機関（独立行政法人、特殊法人、認可法人を含む。）
- ウ 地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）
- エ 国立大学法人、大学
- オ 公益法人（宗教法人を除く。）又はこれに準ずる団体
- カ 新聞社、ラジオ放送事業者、テレビジョン放送事業者、映画会社等の報道機関
- キ アからカまでに掲げる者に準ずると認められる者

（2）行事等の内容に関する基準

行事等の内容が、次のいずれにも該当するものであること。

- ア プラットフォーム規約第3条に掲げる活動内容に寄与するものであること。
- イ 行事等の所要経費についての資金計画が十分なものであること。
- ウ 特定の者の利益が図られるおそれのないものであること。

- エ 行事等にあっては、事故防止及び公衆衛生のための措置が十分に講じられているものであること。
- オ 法令又は公序良俗に反する事業等でないこと。

### 3 申請手続

主催者等は、別紙による申請書（様式第1号）に、次に掲げる関係書類を添えて、当該行事等の1か月前（ポスターその他の印刷物等に後援等団体名を掲載する場合には、その印刷の1か月前）までに、プラットフォーム事務局（以下「事務局」という。）に申請を行わなければならない。

- （1）行事等の概要（例えば、行事にあっては、その目的、日時、議事次第、出席者、出品内容、使用施設、事故防止及び公衆衛生のための措置、入場料、他の後援等の団体（申請中のものを含む。）等）を明らかにする書類
- （2）行事等の収支予算書
- （3）主催者等が民間団体である場合には、定款、寄付行為、会則、役員名簿、活動状況等を明らかにする書類
- （4）行事等のチラシ等
- （5）前号までに掲げるもののほか、事務局が必要と認める書類

### 4 承認等の決定

事務局は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、承認又は不承認の決定について主催者等に通知するものとする。

- 1 事務局は、決定内容について共同代表に報告するものとする。

### 5 監督指導

承認後においても、事務局は、次に掲げるところにより、主催者等を監督指導するものとする。

- （1）行事等について主催者等又は関係者が、この規約の趣旨に反する行為を行わないよう常に注意する。
- （2）主催者等又は関係者が、この規約の趣旨に反する行為を行っている疑いがある場合には、現地調査等必要な調査を行い、その事実が判明した場合には、主催者等に対しその是正を勧告する。

### 6 承認の取消し

事務局は、主催者等が前条第2号の勧告に従わない場合、承認を取り消すこ

とができる。

- 1 承認の取消しを行ったときは、直ちに主催者等に通知するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 承認の取消しを行ったときは、共同代表に報告するものとする。

## 7 実績報告

主催者等は、行事等の終了後、速やかに、事務局へ行事等の実施内容、収支決算その他必要な事項を記載した実績報告書（様式第2号）を提出しなければならない。

## 8 免責

プラットフォームは、後援名義の使用によって生ずる損害について一切の責任を負わない。

## 9 規約の変更

事務局が本規約を更新し、審査基準を変更した場合は、既に承認した使用に關しても、変更後の規約及び審査基準を適用する。

## 10 補則

この規約に定めるもののほか、必要な事項は事務局で別に定める。

## 附 則

この規約は、令和7年12月1日から施行する。